

23 年秋の厚生労働省交渉開催！

～安心して働ける定年再雇用後の実現を～

全国ユニオンは10月26日、厚生労働省交渉を実施しました。これは毎年、春と秋にその時々テーマを取り上げて、改善を求めているものです。

今回の交渉テーマは5つ。まず「1、コロナ禍によって浮き彫りになった労働問題」では、「いわゆる『シフト制』により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項」（令和4年1月7日）、休業手当の計算方法の改善について取り上げました。コロナ禍以降、継続して要請をしていますが、なかなか進展がありませんが、パンデミックは今後も定期的に発生するといわれています。粘り強く交渉を続けます。

「2、労働者性の判断」では、9月に労災申請が認められたアマゾン配達員の事案を中心に、トラックドライバーなどに労働時間の上限規制が適用される2024年問題を絡めて、同様の事例について労働者とする行政通達の発出などを求めました。また、ギグワークなど新たな指揮命令が広がっているにもかかわらず、未だに昭和60年12月19日の労働基準法研究会報告（労働基準法の「労働者」の判断基準について）をもとに判断している労働者性の見直しの必要性を訴えました。

いずれも労働法制全般にかかわる問題であるだけに、即答はありませんでしたが、こちらも引き続き要請を続けていきます。

「3、私学共済制度について」では、私学共済であっても、労災申請を並行させて傷病手当金の支給を受けられること、を確認しました。これは、現在、闘争中の東京ユニオンの衛生学園の組合員で、傷病手当金の支給が受けられなくなっている組合員がいたために今回取り上げました。その後、支給の手続きが進み、まずは一安心です。

「4、36協定の締結単位について」では、労働基準監督署で受理を拒否される事例があった1年未満の期間で締結した36協定については、1年未満であっても労働基準監督署で受理することを無事に確認することができました。

「5、高年齢者雇用安定法について」では、定年再雇用時の労働条件についてはなんら法律上の定めがないため、事実上会社のフリーハンドで決めることが違法とされず、さらにそのような決め方を促しているような、厚生労働省のホームページに掲載されているQ&Aの削除を求めました。厚生労働省の担当者は問題を認識したようでしたが、明確な回答は得られませんでした。引き続き、削除・改善をさせるまで粘り強く、要請を続けていきます。

次の厚生労働省交渉は来年の春を予定しています。働く者にとっての政策・制度の実現に向けて引き続き取り組んでいきます。

なお、今回の交渉の手続きについては、立憲民主党の山井和則衆議院議員にお願いしました。

